



發行日二回 每月 一日 十五日 編輯 小林 康二 發行所 四倉新報社 福島縣石城郡四倉町 中町四十二番地 電話 四一三番地 印刷所 活版所 本紙定價 一月十錢 本紙代價 一年十錢 月貳拾錢(年二四)

新制定されたる 銀行法の目的は

不良銀行の撲滅にあり 今回政府は金融調査會の但し資本金の増加には七年審調審議の決果銀行法を操の猶豫があるから急に安心出して從來の銀行條例を廢出來ない譯だ。 乘する事になつた。 之が主旨は現在の銀行業が我國では銀行と名のつくも時勢の進歩に遅れ、充分に其職能を發揮し得ないこと、之れにより

- (1) 資力の充實
 - (2) 堅實な經營の助長
 - (3) 預金者の保護
 - (4) 周到なる監督
 - (5) 不當競争の防止
 - (6) 銀行整理の進歩
- 等計ると云つてあり向は 今回の改正の骨子であるところは
- (1) 資本金百萬圓以上
 - (2) 擔保附信託以外の他業務禁止
 - (3) 代表重役並に支配人の一人一行主義
- 等が實現された結果、今迄の資本金僅か五萬圓以上と判らぬイカサマ屋や、銀行もやれば會社もやるやうな喧嘩し重役は、片ばしから雲散する譯だから銀行も一新されるだらう

教育界の不祥事

村小學校長 某の淫蕩振り ○○村尋常高等小學校長で夏井川の深處目かけて投げた狂奈し本職である可き校務を放任し一切顧みなかつた此の事あつて以來は怪漢は爲め村民の排斥を受けて現宗旨を換へ四倉町の猫の許在の學校に轉動して來たのへ通う様になつた。

鐵骨火の見櫓の怪聞 寄附金費消事件の伏在か

四倉町中央に建設せる鐵骨組頭より寄附金の收支明細火の見櫓は四倉町消防組の及び工事報告を爲すが當な主權にて同町の有志寄附行らざりしやと思ふ、爲に依つて實現され昨年十一月に火の見櫓落成式を擧りし爲め、組頭に、幾何理由行されたるは御承知の如くにて寄附金總額及び工事經費大なる落成式場に於て消防

海 氣 電 話 館 五 番

自動車を 備へてあります 何卒御利用を 前住地の小名濱では五十五十苦勞して失配したの四倉へ來てからは宗旨を換へて、ソロバンが、三度の此の妓の前任地は小名濱と食よりすきになつた。 大ソロバンの四倉の丁さん、此の妓の金庫で、平の寸好く、眼に男難のうれい小ソロバンのあーさんは此の妓の休憩所だ。

堀江工業株式會社 江口忠一

彼れ漁色漢某は自校の女教員○○○○と昇給を條件に正月の手拭を怪漢から作つて、〇〇〇を〇〇〇と村のカ、貰う約束で一年間も身をまかせて居たのである、今又或る時は職員一同の舟遊年こそは苦勞の無く正月か山を催せる際泥酔の振りをか迎いと喜んだのも束の間、昨日の喜びは今日の苦しき動作に及ばんとせざるに痛、品物は出来る、掛取は此の女丈夫は桑道初段の奥來る無情なる彼れ校長は來の手を以て漁色漢某校長を今頃は大根藝者○○○

第六十決算公告

自大正十五年七月一日 至昭和元年十二月卅一日

貸借対照表

諸貸付金	五、五五、五三、六二
他店へ貸及預金	二、五九、九五
所有諸公債	五、八七、五〇
營業用土地建	二、七九、九〇
物什器及所有	六、七五、八三
雜勘定	三、三九、五〇
支店未遂勘定	三、〇〇、〇〇
現金有高	三、〇〇、〇〇
合計	六、七三、三三、〇〇

負債ノ部

資本金	七、〇〇、〇〇
諸積立金	四、二〇、〇〇
諸預金	四、一五、六四、六六
日本勸業銀行	一、二七、〇〇
他店より借	一、二七、〇〇
未拂利息及未	二、一三、九五
未拂利息及未	五、九〇、〇〇
當期純益	九、九六、〇〇
當期純益	九、九六、〇〇
合計	六、七三、三三、〇〇

紅燈 四倉町 磐井屋内 磐次 此の妓の前任地は小名濱と食よりすきになつた。 大ソロバンの四倉の丁さん、此の妓の金庫で、平の寸好く、眼に男難のうれい小ソロバンのあーさんは此の妓の休憩所だ。

磐城銀行 專務 白井 一 取締役 白井 博之 取締役 木田 織江 同 安島重三郎 同 山崎與三郎 同 諸橋久太郎 同 草野 順平 支配人 高岡唯一郎 監査役 小野 晋平 監査役

社告 本紙創刊記念の四倉人氣藝妓投票ノ件は是非無き事故の爲め發表出來ずに居りますが次號に原因を報じ御詫び致します 四倉新報社